

緊急避妊薬の調剤・OTC 販売に関して薬剤師が行う手続きについて（その 2）

日頃より当会の事業へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

10 月 27 日にお知らせいたしました、緊急避妊薬の調剤（※）・OTC 販売に関して薬剤師が行う手続きにつきまして Q&A をご案内いたします。厚生労働省 HP にも別途 Q&A が掲載されておりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、厚労省 HP 掲載の【オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧】に関わってきますので、【一覧に掲載の先生】は特にご対応いただけますよう重ねてお願い申し上げます。また、これまでは、薬局→秋田県薬剤師会→厚生労働省へ変更届をご提出いただいておりますが、今後は薬剤師個人→厚生労働省へ登録申請となりますのでご注意ください。

Q	A
現在調剤（※）・OTC 販売を行っていない場合 （「オンライン診療～薬剤師の一覧」非掲載）	現時点で申請等は不要です。
現在調剤（※）を行っているが、今後の OTC 販売は未定の場合 （「オンライン診療～薬剤師の一覧」掲載の薬剤師が）今後調剤（※）・OTC 販売を予定している場合	10 月 31 日までに 2.申請の種類 にて「新規登録」、8.調剤・販売にて「調剤」を選択してください。 まずは 10 月 31 日までに 2.申請の種類 にて「新規登録」、8.調剤・販売にて「調剤」を選択してください。 e-ラーニングの受講等の要件がございますが、今後の通知をお待ちください。
（「オンライン診療～薬剤師の一覧」【非掲載】の薬剤師が）今後調剤（※）・OTC 販売を新たに予定している場合	10 月 31 日までに急いでの申請は不要です。今後の通知をお待ちください。
（「オンライン診療～薬剤師の一覧」掲載の薬剤師が）10 月 31 日までに申告をしなかった場合	調剤リストから削除されます。
（「オンライン診療～薬剤師の一覧」掲載の薬剤師が）期限までに申告をせず、10 月 31 日以降に調剤（※）で申告したい場合は、e-ラーニングを受ける必要があるか。	e-ラーニングを受ける必要はありません。申告の際は「公表通知に掲載済み」と備考に記載してください。
申請内容等を確認する方法はないか。	公表後に、掲載内容についてご確認をお願いします。
e-ラーニング研修修了番号の入手に時間がかかり、申請ができない場合	番号が届くまでお待ちください。 （研修修了番号は「販売」の登録のために必要ですが、急いで現時点で登録いただく必要はありません）

（※）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことを指します。



登録申請はこちらの QR コードからお願いします。
厚生労働省：緊急避妊薬の調剤・販売に係る
研修修了薬剤師一覧への登録申請